

## V 福祉事業

### 1 福祉事業

公務災害又は通勤災害を受けた職員は、必要に応じて福祉事業を受けることができます。  
(法第47条)

福祉事業は、被災職員及びその遺族の福祉に関して必要な事業と、職員の福祉の増進を図るため、公務上の災害を防止するために必要な事業の二つで行われています。福祉事業は、補償と違い基金として義務的なものではありませんが、被災職員及びその遺族の生活の安定、福祉の維持向上のため必要と考えられるものなので、一定要件を備える者にはすべて等しく実施することとされています。

### 2 福祉事業の種類及び内容

福祉事業の種類及び内容は次のとおりです（休業援護金については休業補償の項を、傷病特別支給金・傷病特別給付金については傷病補償年金の項を、障害特別支給金・障害特別援護金・障害特別給付金については障害補償の項を、遺族特別支給金・遺族特別援護金・遺族特別給付金については遺族補償の項を、それぞれ参照してください。）。

福祉事業の種類	支給事由	支給の内容
外科後処置 (施行規則第38条) (業務規程第27条)	障害等級に該当する程度の障害が存する者のうち、次の処置が必要とされる者 1 義肢装置のための断端部の再手術 2 義眼の装かん 3 局部神経症状の軽減のための処置 4 醜状軽減のための処置 (なお、医療効果の期待される醜状軽減のための処置は、原則として療養補償) 5 筋電動義手の装着訓練 6 理事長が特に必要であると認める処置	1 次に掲げるもので、外科後処置上相当と認められるもの (1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他看護 (6) 移送 2 入院を伴う外科後処置を受ける場合は、当該入院の期間に係る日当として、1日につき850円を支給
補装具 (施行規則第38条) (業務規程第27条の2)	障害等級に該当する程度の障害が存する場合 なお、負傷箇所の一部が治癒してその部分に補装具の装着を必要とする場合等には、療養中でも支給できる。	(1) 補装具は、義肢、装具、義眼、眼鏡、補聴器、人工こう頭、車いす、収尿器、歩行補助つえ、盲人安全つえ、点字器その他支部長が必要と認める補装具 (2) 補装具が、き損又は適合しなくなった場合は、修理を行う。 (3) 補装具が滅失又は修理を適用としなくなった場合は、再支給を行う。 (4) 補装具の支給、修理、再支給を受けるため旅行する場合は、旅行費を支給する。

福祉事業の種類	支給事由	支給の内容
		(5) 支給、修理又は再支給は、種目、型式、材質等の区分に応じ、障害者自立支援法第76条に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」別表に定める額の100分の106に相当する額の範囲内で行う。
リハビリテーション (施行規則第38条) (業務規程第27条の3)	障害等級に該当する程度の障害が存する者のうち、社会復帰のために身体的機能の回復等の措置が必要とされる者	(1) 基金の指定する施設において、機能訓練、職業訓練その他相当であると認められる訓練を行い、又はその訓練に必要な訓練指導料、宿泊料、食事料等の費用を支給する。 (2) リハビリテーションを受けるため旅行する場合は、旅行費を支給する。
アフターケア (施行規則第38条) (業務規程第27条の4)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一酸化炭素中毒、減圧症、脳血管疾患又は有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒を除く。）に由来する脳の器質性障害を有する者で、障害等級に該当する程度の障害が存するもの</li> <li>2 頭頸部外傷症候群、頸肩腕障害又は腰痛を有する者で、障害等級に該当する程度の障害が存するもの</li> <li>3 せき髄を損傷した者のうち、障害等級に該当する程度の障害が存する者</li> <li>4 尿道狭さを有する者又は尿路変向術を受けた者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの</li> <li>5 白内障等の眼疾患を有する者</li> <li>6 慢性のウイルス肝炎となった者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの</li> <li>7 慢性の化膿性骨髄炎となった者</li> <li>8 振動障害を有する者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの</li> <li>9 人工関節又は人工骨頭に置換した者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの</li> <li>10 大腿骨頸部を骨折し、又は股関節を脱臼し、若しくは脱臼骨折した者</li> <li>11 心・血管疾患にり患した者又はペースメーカー若しくは除細動器を植え込んだ者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの</li> <li>12 尿路系腫瘍を有する者</li> <li>13 熱傷の傷病者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの</li> </ol>	次に掲げるもので、アフターケアの実施上相当と認められるもの（各疾病に、診察、薬剤等の回数、種類等が定められている） (1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他看護 (6) 移送

福祉事業の種類	支給事由	支給の内容
	<p>14 外傷により末梢神経を損傷して複合性局所疼痛症候群（CRPS。反射性交換神経性ジストロフィー（RSD）又はカウザルギー）又は末梢神経障害性疼痛等の激しい疼痛を有する者で第12級以上の障害等級に該当する障害が存するもの</p> <p>15 精神疾患等により患した者</p> <p>16 心臓弁を損傷した者、心膜の病変を有する者若しくは人工弁に置換した者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの又は人工血管に置換した者</p> <p>17 呼吸機能障害を有する者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの</p> <p>18 消化吸収障害、逆流性食道炎、ダンピング症候群、腸管癒着、排便機能障害若しくは膀胱機能障害を有する者又は消化器ストマを造設した者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの</p>	
<p>在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業（施行規則第38条）（業務規程第28条の3）</p>	<p>傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者のうち、現に居宅において介護を受けている者であって、傷病等級に該当する障害又は第3級以上の障害等級に該当する障害を有する者に対し、介護人を派遣し、介護等の供与を受ける者</p> <p>ただし、次のものは対象に含めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入院治療を要する者又は伝染性疾患を有する者</li> <li>・ 看護師、保健師、准看護師、ホームヘルパー等の介護人に対し暴行脅迫等の非行を行った者又は行う恐れのある者</li> </ul>	<p>(1) 介護等の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入浴、排せつ、食事等の介護</li> <li>・ 調理、洗濯、掃除等の家事</li> <li>・ 生活等に関する相談及び助言</li> <li>・ 外出時における移動の介護</li> <li>・ 上記に掲げる介護、家事等に附帯する便宜の供与</li> </ul> <p>(2) 介護の供与等の回数</p> <p>1回の利用時間は3時間（1日3回まで）で、8週間毎に24回利用することができる。</p> <p>(3) 費用の負担</p> <p>介護等の供与を受け、又はその供与に必要な費用の支給を受ける者は、介護等を受ける時間の賃金相当額の10分の3に相当する額を負担するものとする。</p> <p>なお、当該費用の一部負担は介護補償に該当するものである。</p>
<p>奨学援護金（施行規則第38条）（業務規程第29条）</p>	<p>年金たる補償の受給権者で次のいずれかに該当するもの（次のいずれかに該当するに至った日における当該年金たる補償に係る平均給与額が16,000円を超える者を除く。）に対し支給する。</p> <p>1 遺族補償年金の受給権者のうち、学校教育法第1条に定める学校（幼稚園を除く。）又は同法第124条に定める専修学校（一般課程にあつては、当該課程の程度が高校課程と同等以上のものであると理事長が認めた</p>	<p>(1) 支給期間</p> <p>支給すべき事由に該当するに至った日の属する月の翌月（支給すべき事由に該当するに至った日の属する月の前月の末日において、年金たる補償の受給権者となっていた者にあつては、支給すべき事由に該当するに至った日の属する月）から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。</p>

福祉事業の種類	支給事由	支給の内容
	<p>ものに限る。)に在学する者(以下「在学者」という。)又は職業能力開発促進法第15条の7第1項各号に掲げる施設(以下、「公共職業能力開発施設」という。)において職業訓練を受ける者若しくは同法第27条に定める職業能力開発総合大学校において職業訓練を受ける者又は公共職業能力開発施設に準ずる施設において実施する教育訓練等を受ける者であつて、学資等の支弁が困難であると認められるもの。</p> <p>2 遺族補償年金の受給権者のうち、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該職員の子である在学者等と生計を同じくしている者であつて、当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの。</p> <p>3 障害補償年金の受給権者(障害等級第1級から第3級に該当する者に限る。)のうち、在学者等であつて学資等の支弁が困難であると認められるもの。</p> <p>4 傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者のうち、在学者である子と生計を同じくしている者であつて、当該在学者に係る学資の支弁が困難であると認められるもの。</p>	<p>(2) 支給額</p> <p>① 小学校又は特別支援学校の小学部の在学者 月額16,000円</p> <p>② 中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部の在学者 月額21,000円</p> <p>③ 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第1学年から第3学年まで、特別支援学校の高等部若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程の在学者又は公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定による専修訓練課程の第一類の普通職業訓練を受ける者 月額20,000円</p> <p>④ 大学、高等専門学校の第4学年、第5学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程の在学者又は公共職業能力開発施設において職業訓練(上記③に掲げるものを除く。)を受ける者若しくは職業能力開発総合大学校において職業訓練又は教育訓練等を受ける者 月額39,000円</p>
<p>就労保育援護金 (施行規則第38条) (業務規程第29条の2)</p>	<p>年金たる補償の受給権者で次のいずれかに該当するもの(次のいずれかに該当するに至った日における当該年金たる補償に係る平均給与額が16,000円を超える者を除く。)に対し支給する。</p> <p>1 遺族補償年金の受給権者で未就学の児童である者のうち、自己と生計を同じくしている者の就労のため児童福祉法第39条に規定する保育所、学校教育法第1条に規定する幼稚園等(以下「保育所等」という。)に預けられている者で、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの。</p>	<p>(1) 支給期間 奨学援護金と同様</p> <p>(2) 支給額 保育所等に預けられている者一人につき月額8,000円</p>

福祉事業の種類	支給事由	支給の内容
	<p>2 遺族補償年金の受給権者で、職員の死亡の当時当該職員の収入によって生計を維持していた当該職員の未就学の子と生計を同じくしている者のうち、自己の就労のため当該未就学の子を保育所等に預けている者で、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの。</p> <p>3 障害補償年金の受給権者（障害等級第1級から第3級に該当するものに限る。）で未就学の子と生計を同じくしている者のうち、自己の就労のため当該未就学の子を保育所等に預けている者で、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの。</p> <p>4 傷病補償年金の受給権者又は障害補償年金の受給権者で未就学の子と生計を同じくしている者のうち、自己と生計を同じくしている者の就労のため当該未就学の子を保育所等に預けている者で、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの。</p>	
<p>長期家族介護者援護金 (施行規則第38条) (業務規程第29条の19)</p>	<p>1 次の①～③の要件をすべて満たして死亡した者（以下「要介護年金受給権者」という。）の遺族が対象となる。</p> <p>① 死亡の当時次のア又はイのいずれかに該当する、傷病等級第1級である傷病補償年金の受給権者又は障害等級第1級である障害補償年金の受給権者であること</p> <p>ア せき髄その他神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に介護を要するものであること</p> <p>イ 胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に介護を要するものであること</p> <p>② ①の年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から10年を経過した日以後に死亡した者であること</p> <p>③ その死亡の原因が遺族補償の対象とならないこと</p> <p>2 長期家族介護者援護金を受けることができる遺族は、「1」に該当する者のうち次に掲げる者で、要介護年金受給権者の死亡の当時その収入により生計を維持しており、生活に困窮していると認められる者に支給する。</p>	<p>支給額は100万円で、長期家族介護者援護金を受けることができる遺族に一時金として支給される。</p> <p>支給を受けることのできる者が2人以上あるときは、100万円をその人数で除して得た額をそれぞれ支給することとなる。</p>

福祉事業の種類	支給事由	支給の内容
	① 妻又は60歳以上若しくは一定の障害の状態にある夫 ② 一定の障害の状態にある子 ③ 60歳以上又は一定の障害にある父母 ④ 一定の障害の状態にある孫 ⑤ 60歳以上又は一定の障害の状態にある祖父母 ⑥ 60歳以上又は一定の障害の状態にある兄弟姉妹 ⑦ 要介護年金受給権者の死亡の当時その収入によつて生計を維持し、かつ、55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹 ※ このうち長期家族介護者援護金を受けることができる遺族の順位は上記①～⑦の順で、最も順位が高い者が支給を受けることができる。	

◆ 現状等に関する報告

奨学援護金又は就労保育援護金の支給を受けている者は、毎年1回、4月1日から同月末日までの間に、在学証明書等の所要の資料を添えて「奨学援護金の支給に係る現状報告書」(様式第52号)又は、「就労保育援護金の支給に係る現状報告書」(様式第53号)を支部長に提出しなければなりません(報告書様式は当基金支部から送付します)。

### 3 福祉事業の申請手続

福祉事業の支給を受けようとする者は、それぞれの事由により次の申請書を、任命権者を經由して基金に提出してください。

- (1) 福祉事業(外科後処置、アフターケア)申請書(様式第42号)
- (2) 福祉事業(リハビリテーション)申請書(様式第43号)
- (3) 福祉事業(補装具)申請書(様式第44号)
- (4) 福祉事業(在宅介護を行う介護人の派遣)申請書(様式第46号)
- (5) 福祉事業(奨学援護金)申請書(様式第47号)
- (6) 福祉事業(就労保育援護金)申請書(様式第48号)
- (7) 福祉事業(長期家族介護者援護金)申請書(様式第49号の2)
- (8) 福祉事業(旅行費)申請書(様式第50号)

なお、障害特別給付金、遺族特別給付金等の申請書は、各補償の請求書と同一様式になっています。